

瀬戸内荘デイサービスセンター

通所介護・介護保険法に基づく第1号通所事業 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護、又は介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下、通所介護サービス等という。)を提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0865-67-3100 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当 管理者 阿曾沼 由加里
 * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 瀬戸内荘デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	瀬戸内荘デイサービスセンター		
所在地	岡山県笠岡市横島1944-1		
介護保険指定番号	通所介護 3370500146	(岡山県第1-485号)	
サービスを提供する対象地域 *	笠岡市・浅口郡里庄町「新庄・浜中」にお住まいの方		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 利用定員 25人

(3) 同センターの職員体制

管理者	1名	看護職員	1名以上
生活相談員	1名以上	介護職員	5名以上
機能訓練指導員	1名以上	事務職員	1名

(4) ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室 141.44㎡ 相談室・静養室・休憩室 浴室(一般風呂・臥床式器機浴) 送迎車(車イス対応・ストレッチャー対応車、普通車等)

(5) 営業日及び営業時間

営業日	週 5日(月～金曜日) ただし、年末年始(12月31～1月3日)を除く		
営業時間	午前8時～午後5時	サービス提供時間	午前9時～午後4時

(6) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	有	→	実施年月日	評価機関名	評価結果の開示状況
	無				

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	ご利用者がそれぞれの状態に応じて、可能な限り充実した在宅生活を送ることができるよう、必要な日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行います。また、ご利用者の快適な社会環境を維持し、ご利用者、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、安定した在宅生活の継続を援助いたします。
運営の方針	ご利用者が、個人として尊重され、それぞれの意思のままに生きていくことができるよう、心身の機能の維持向上を援助すると共に、ご家族の介護負担の軽減を図ります。

4. サービス内容

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 送迎 | ④ 入浴 |
| ② 健康チェック及び健康相談 | ⑤ 機能訓練、レクリエーション、趣味活動 |
| ③ 食事 | ⑥ 生活相談 等 |

5. サービス利用料金

〈契約書別紙〉【別表Ⅰ】の料金表によって、ご利用者の要介護度等に応じたサービス利用料金(自己負担額)と、加算される自己負担額の合計金額を事業所に支払うものとします。

その他〈契約書別紙〉【別表Ⅱ】の料金表により、食事の提供に係る費用と、その他ご利用者のご希望により提供されるサービスの諸費用を事業所に支払うものとします。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

* 欠席規定

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、〈契約書別紙〉【別表Ⅲ】のキャンセル料がかかることもあります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約締結後、通所介護計画等を作成し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定、もしくは基本チェックリストによりご利用者の心身の状態が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

以下の場合、ご利用者は、即座に契約を終了することができます。

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・事業所が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為
その他社会通念を逸脱する行為を行った場合

以下の場合、文書で通知することにより、事業所側より契約を終了することができます。

- ・ご利用者が契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず20日以内にこれを支払わない場合。
- ・ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・ご利用者が入院もしくは病気等により、6ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・ご利用者が故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従業者もしくは他のご利用者の生命身体、財物、信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・当事業所が破産した場合

7. サービス利用にあたっての留意事項

ご利用者が(介護予防)通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意してください。

- ① サービスのご利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、ご利用当日の健康状態及び心身の状況を職員にご連絡してください。
- ② ご利用者は、共用設備等をその本来の用途に従って、ご利用してください。

- ③ 故意に、又はわずかの注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備等を壊したり、汚した場合にはご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ④ 他のご利用者や事業所の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 健康上の理由による中止
 ＊風邪等感染症の場合はサービスの提供をお断りすることがあります。
 ＊当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
 ＊ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または下記の協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医	病院または診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	
居宅介護事業者	事業者名	
	担当支援専門員名	
	電話番号	
協力医療機関	病院または診療所名	医療法人社団清和会 笠岡第一病院
	住所	岡山県笠岡市横島1945
	電話番号	0865-67-0211

8. 事故発生時の対応方法

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにご家族・県または市町村・担当介護支援専門員等への連絡を行うと共に必要な措置を講じ、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 秘密保持

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者及び当該家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いませぬ。

10. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

提供した通所介護サービスに関するご利用者等からの苦情に対して、受付窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

苦情受付担当 生活相談員 今井 容子

受付時間 平日(8:30~17:30) 電話 0865-67-3100

また、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

- (2) 苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情処理報告書を直ちに作成、記載します。

② 担当者は、直ちにご利用者及びご家族と連絡をとり、事情を詳細に聴き取り、苦情内容について具体的に事情確認を行います。

③ 担当者は管理者に報告し、関係職員を招集して、問題解決のための検討会を開きます。

- ④検討会における改善内容について、ご利用者及びご家族に報告し、ご利用者等の納得が得られるまで十分に話し合いの時間を持ちます。
- ⑤ご利用者及びご家族の承認のもとに、管理者は関係職員に改善方法を徹底し、それに基づいた対応を行います。
- ⑥一定期間を経て、ご利用者及びご家族へ、改善内容についての確認を行います。
- ⑦苦情処理結果を苦情処理台帳に記載し、再発防止について全職員に徹底を図ります。

(3) 行政その他苦情受付機関

下記の公的機関でも苦情やご相談を受け付けています。

笠岡市 長寿支援課	所在地:笠岡市中央町1-1 TEL:0865-69-2139 受付時間:8:30~17:00(土・日曜日、祝日を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地:岡山市北区桑田町17-5 TEL:086-223-8811 受付時間:8:30~17:00(土・日曜日、祝日を除く)
岡山県社会福祉協議会 (岡山県運営適正化委員会)	所在地:岡山市北区南方2丁目13-1 TEL:0865-226-9400 受付時間:9:00~17:00(土・日曜日、祝日を除く)
浅口郡里庄町 健康福祉課	所在地:里庄町 里見 1107-2 TEL:0865-64-7211

11. 身体拘束廃止・虐待防止

ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為及び高齢者虐待を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
また、ご利用者に関して虐待等が疑われる場合は、職員は通報する義務があります。

年 月 日

通所介護等の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岡山県笠岡市横島1944-1
名称 社会福祉法人かぶと会
瀬戸内荘ダイサービスセンター
代表者 理事長 阿曾沼由加里

説明者 職名
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護等についての重要事項の説明を受け、サービスの開始に同意します。

また、介護保険法に基づく契約書第10条(秘密保持)に関し、事業者がサービス担当会議等の、サービス提供を目的とした情報の共有の場面において、私の個人情報を用いることに同意します。

利用者 住所

氏名

署名代理人 住所

氏名

(続柄)

また、介護保険法に基づく契約書第10条(秘密保持)に関し、事業者がサービス担当者会議等の、サービス提供を目的とした情報の共有の場面において、本人の家族等の個人情報を用いることに対して同意の意思を以下の署名により表します。

氏名

(続柄)